

京都大学大学院生命科学研究科生命動態共用研究施設内規

(令和元年10月15日 生命科学研究科研究科長裁定制定)

第1条 京都大学大学院生命科学研究科（以下「研究科」という。）に、生命動態共用研究施設（以下「共用研究施設」という。）を置く。

第2条 共用研究施設は、研究科が持つ高度な先端技術に関する教育、研究及び社会貢献に関わる活動を支援することを目的とする。

第3条 共用研究施設は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究科が保有する共用研究機器の管理及び利用者への支援
- (2) 学部学生、大学院生及び研究者に対するバイオリソース及び研究機器に関する技術指導
- (3) 生命科学研究に関連する先端技術に関する最新情報の発信
- (4) 生命科学研究に関する解析の受託

第4条 共用研究施設に、共用研究施設の適正な管理を行う責任者として、共用研究施設長を置く。

2 共用研究施設長は、生命科学研究科教授会構成員の中から研究科長が指名する。

第5条 共用研究施設に、その運営に関し必要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 共用研究施設長
- (2) 京都大学大学院生命科学研究科教授会構成員 若干名
- (3) その他生命科学研究科長が必要と認める者 若干名

3 前項第2号の委員は、生命科学研究科長が指名し、同項第3号の委員は、生命科学研究科長が委嘱する。

4 第2項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 運営委員会に委員長を置き、共用研究施設長をもって充てる。

第6条 共用研究施設に、次の各号に掲げる室を置く。

- (1) 汎用機器室
- (2) イメージング室
- (3) 次世代DNAシーケンス室
- (4) 農生棟機器室
- (5) 蛋白質解析室

2 各室に、その責任者として各室の運営にあたらせるため、それぞれ室長を置く。

3 室長は、運営委員会において選出する。

第7条 共用研究施設が管理する共用研究機器を利用する者は、別に定める利用負担金を負担す

るものとする。

第8条 生命科学研究に関する解析を共用研究施設に委託しようとする者は、別に定める利用負担金を負担するものとする。

第9条 共用研究施設の事務は、生命科学研究科事務部において処理する。

第10条 この内規に定めるもののほか、共用研究施設の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和元年12月1日から施行する。